

(4) サービス提供体制強化加算

- ★ 対象サービス…(介護予防)訪問入浴介護、通所介護、通所介護相当サービス、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

加算を算定するにあたり、各事業所に要件を満たしていることの挙証責任がありますが、**運営指導時等に要件を満たしていることを説明できる資料がない、または算出方法に誤りのある事業所が見受けられます。**

各事業者は、算定要件及び勤務形態等を改めて御確認いただき、**要件の適合状況を説明できる資料を必ず作成してください。**

① 介護福祉士の割合の算出方法について

介護職員の総数に対する介護福祉士の割合によって当該加算の算定をする場合には、その算出方法について以下の点に留意してください。

- ・ 職員の割合の算出に当たっては、**常勤換算方法により算出した前年度（4月～2月）の平均**を用いること。
- ・ 常勤換算方法による職員数の算出に当たっては、**暦月毎の職員の勤務延時間数を常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定**するものとし、**小数点第2位以下を切り捨てる**こと。
- ・ **介護職員として勤務している者のみで算出**すること。

<誤りが多い事例>

- ・ 常勤換算方法ではなく、職員の人数で算出している。
- ・ 前年度の平均ではなく、前月の割合により算出している。
- ・ 常勤換算方法での職員数の算出にあたり、小数点第3位を切り捨てる、小数点第2位を四捨五入するなど、小数点以下の処理が誤っている。
- ・ 管理者や生活相談員として勤務している時間も含め算出している。

【計算例】※通所介護の場合

営業日：月～土 営業時間 8：00～17：00 サービス提供時間：9：00～16：00

青色塗りつぶしは介護福祉士資格取得者

職種	勤務形態	フリガナ	1	2	3	4	5	6	7	月の合計	常勤換算後の人数
		氏名	土	日	月	火	水	木	金		
管理者	B	〇〇〇子	⑤		⑤	休	⑤	⑤	⑤	40	0.2
生活相談員			④		④	休	④	④	④	120	0.7
生活相談員	B	☆☆☆子				8				32	0.2
介護従業者				8		休		8	8	8	(略) 128
介護従業者	A	〇〇〇江	8		8	8	8	休	8	160	1
介護従業者	C	△△△子	休		7	7	休	7	休	84	0.5
機能訓練指導員	C	〇〇△雄			8	8				64	0.4
看護職員	A	◇◇◇美	8		8	休	8	8	8	160	1
看護職員	C	◇◇◇美	休		7	7	休	休	7	84	0.5

上記のような勤務形態の時、介護従業者の総数に対する介護福祉士の割合は赤枠内の職員のみで計算します。管理者兼生活相談員の〇子さんのように**介護従業者として勤務していない場合は、介護福祉士資格保有者であっても計算に含めません。**☆☆子さんのように生活相談員と介護従業者を兼任している場合には、**介護従業者の時間のみ計算に含めます。**そのほか、機能訓練指導員や看護職員など、介護従業者以外の職種は計算に含めません。

② 新規開設事業者や再開した事業所の算定について

前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、**届出日の属する月の前3月**について、常勤換算方法により算出した平均にて確認します。従って、開設当初から当該加算の算定はできず、**4月日以降に届出が可能**となります。

この場合、**届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。**

所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨を届出、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定は行えません。

③ その他留意事項について

前年度の職員の割合についての要件を満たしているときは、当年度中は要件を満たした単位数での算定が可能となります。しかし、**定員超過利用や人員基準欠如に該当する場合は、算定要件を満たさなくなるため、速やかに加算算定の取り下げの届出を行ってください。**

なお、**当該加算の要件を満たさなくなった場合、介護職員等処遇改善加算の要件も満たさなくなる場合がありますので、ご注意ください。**

(参考) H12 老企第 36 号 第 2 の 3 (12) ※訪問入浴

- ④ **職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとする。**ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。従って、**新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能**となるものであること。
- なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。
- ⑤ 前号ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。
- ⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。
- ⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

(参考) H12 老企第 36 号 第 2 の 7 (26)

- ② 指定通所介護を利用者に**直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。**

また「常勤の従業者における“欠勤”の取り扱い」について、下記のとおり厚生労働省に照会したため、御活用ください。

静岡市からの照会に対する厚生労働省の回答

問：常勤の従業者における欠勤の取り扱いについて

会社の雇用上、正社員の常勤として配置している職員について、欠勤の状態が継続されている、又は連続ではないが、月の半数程度欠勤してしまっている状況である時、介護保険の常勤換算において、常勤の従業者として取り扱ってよいか。

答：欠勤が一時的かつ短期間である場合に限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うことができるが、長期に渡り連続して欠勤している場合、もしくは、月の半数を欠勤している状態が続いている場合においては、常勤の従業者とは言えない。そのため、欠勤状態である場合は非常勤として取り扱うものとする。